

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第8号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「勤勉手当を」を「勤勉手当（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、当該基準日に係る期末手当）を」に改める。

第10条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。